

厚生発 0319 第 1 号
令和 6 年 3 月 19 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の改正について

日頃より、難病対策行政及び小児慢性特定疾病対策行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日付けで告示された「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件」(令和 6 年厚生労働省告示第 95 号。以下「改正告示」という。)により、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」(平成 26 年厚生労働省告示第 475 号。以下「告示」という。)の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用されることとなったところです。

その主たる内容は下記のとおりですので、内容について十分御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、関係者等に対し周知を図っていただくなど、改正告示の円滑な適用について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 19 条の 2 第 1 項に基づく小児慢性特定疾病の医療費助成の対象となる疾病の状態の程度は、告示において疾病ごとに規定されており、特に、小児慢性特定疾病におけるヒト成長ホルモン治療を行う場合は、疾病ごとの基準のほかに、追加的な基準が設けられている。

今般、医学の進歩に伴い、ヒト成長ホルモン製剤について、小児慢性特定疾病の対象疾

病と関連した新規の適応症が薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会に報告され、適用されたところであるが、当該適応症に係るヒト成長ホルモン治療は、告示において上記の追加的な基準が設けられていることにより、医療費助成の対象とならない場合がある。

そのため、医学の進歩に伴う同製剤の適応の変更等を踏まえ、児童の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病の医療費助成の対象となる疾病の状態の程度が最新の医学的知見を踏まえたものとなるよう、上記の追加的な基準を削除するもの。

第2 改正の内容

ヒト成長ホルモン治療を行う場合には、告示第五表備考に定める基準を満たすこととする旨を規定する告示第一表備考1及び第二表備考1を削除すること。

また、第五表備考1に定めるヒト成長ホルモン治療を行う場合における追加的な基準並びに同表中及び第十五表中のヒト成長ホルモン治療を行う場合には同基準を満たすこととする旨の規定を削除すること。

これに伴い、別表第一から第四を削除すること。

第3 適用期日

令和6年4月1日

以上